

認証機関登録事業体認定登録要領

令和元年12月27日制定
令和2年10月16日現地調査要領一部改正
令和3年 3月23日一部改正
令和3年 6月30日一部改正

一般社団法人京都府木材組合連合会京都府産木材認証制度実施プログラム（以下「実施プログラム」という。）Ⅱ京都の木証明（京都府産木材証明）に規定する認証機関登録事業体の認定及び登録（以下「認定登録」という。）の手続き等についてはこの要領の定めるところとする。

（認証機関登録事業体の認定及び登録）

第1条 京都の木証明の対象となる木材を京都府外の事業所等において生産、加工又は流通しようとする事業体は、あらかじめ認証機関登録事業体である旨の一般社団法人京都府木材組合連合会会長（以下「会長」という。）の認定登録を受け、認定登録番号を取得しなければならない。

ただし、認証機関登録事業体以外の者が、認証機関登録事業体から委託を受けて京都府産木材の生産、加工又は流通を行う場合であって、次に掲げる事項を全て満たす場合を除く。

- (1) 京都府産木材を取り扱う認証機関登録事業体以外の者が、委託者の監督下において京都府産木材の分別管理を適切に行うこと
 - (2) 委託者が、委託先の認証機関登録事業体以外の者の名称、委託条件等が分かる書類により委託業務内容を明らかにしていること
 - (3) 委託先の認証機関登録事業体以外の者による不正があるときは、その責任は委託者に帰すること
- 2 前項の規定による認証機関登録事業体の認定登録を受けようとする事業体は、認証機関登録事業体認定登録申請書（別記第1号様式）に、認証機関登録事業体の業務に関する誓約書（別記第2号様式）、及び京都府産木材分別管理及び書類管理基準書（別紙1）を添えて会長に提出し、あらかじめ別表1に定める手数料に消費税率を乗じた額を加えた金額を支払わなければならない。
- 3 会長は、前項の申請を受けた場合には、申請内容の確認、及び会長が別に定める規定に基づき当該事業体の事務所その他業務を行う場所について調査（以下「現地調査」という。）を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、現地調査を省略することができるものとし、この場合において、第4項の規定は適用しない。
- (1) 取扱事業体の認定を受けている場合
 - (2) 京都府産木材の生産又は加工は行わず、京都府産木材である旨が標記された箱又は紐などにより梱包された京都府産木材を、梱包された状態で流通を行う場合
- 4 この場合において、当該事業体は、現地審査に要する費用として会長が別表2に基

- づき算出する額を支払わなければならない。
- 5 会長は、当該事業体が次条各号に定める基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業体を認証機関登録事業体として認定し登録するものとする。
 - 6 会長は、前項の認定登録をしたときは、当該事業体に対して認証機関登録事業体として認定登録された事業体であることを証する認証機関登録事業体認定証（別記第3号様式）を交付し、認定登録番号を当該事業体に通知（別記第6号様式）するとともに、遅滞なく、当該認証機関登録事業体について認証機関登録事業体認定登録簿（別記第4号様式）を調整するものとする。
 - 7 当該事業体の事業所等の場所が日本国外の場合など、現地調査が速やかに行えない場合は、第3項から第6項の規定に関わらず、次の各号に掲げる方法によることができるものとする。
 - (1) 会長は、第2項に規定する申請があった場合において、当該事業体の申請内容の確認を行い、当該事業体が次条各号に定める基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業体を認証機関登録事業体として認定し登録するものとする。
 - (2) 会長は、前項の認定登録をしたときは、当該認定登録をした事業体に対して認証機関登録事業体として認定登録された事業体であることを証する認証機関登録事業体認定証（別記第3号様式）を交付するとともに、遅滞なく、当該認証機関登録事業体について認証機関登録事業体認定登録簿（別記第4号様式）を調整するものとする。
 - (3) 認証機関登録事業体は、京都の木証明の対象となる木材の取扱を開始した場合、速やかにその旨会長に報告（別記第5号様式）しなければならない。
 - (4) 会長は、前項の規定の報告を受けた場合、会長が別に定める規定に基づき当該事業体の事務所その他業務を行う場所について調査（以下「現地調査」という。）を行い、当該事業体の業務が適切と認める場合は、認定登録番号を当該事業体に通知（別記第6号様式）するものとする。
 - (5) 認証機関登録事業体は、現地審査に要する費用として会長が別表2に基づき算出する額を支払わなければならない
 - 8 認証機関登録事業体は、認証機関登録事業体認定登録証又は認証機関登録事業体認定登録番号通知書（以下「認定登録証等」という。）を亡失し、又は滅失したときは、会長に認定登録証等再交付申請書（別記第7号様式）を提出し、認定登録証等の再交付を受けることができる。
 - 9 認証機関登録事業体は、認定登録証等の再交付を受ける場合、あらかじめ別表1に定める手数料に消費税率を乗じた額を加えた金額を支払わなければならない。
 - 10 会長は、認定登録証等の再交付をする場合、認定登録証等に再交付の日及び再交付である旨記載するものとする。

（認証機関登録事業体の認定登録の基準等）

第2条 認証機関登録事業体は、次の各号に掲げる事項全てに適合しなければならない。

- (1) 第4条に規定する業務を適切に行うことができると認められること
- (2) 京都府産木材とそれ以外の木材が混在しないよう適正に分別して管理（以下「分別管理」という。）するために、京都府産木材に係る管理責任者を置き、分別管理

方針を定めていること

- (3) 第8条の規定により認定登録が取り消された事業体にあつては、取消しを受けた日から3月以上経過していること

(認証機関登録事業体の認定登録の有効期間)

第3条 第1条第1項の規定による認定登録の有効期間は、次に掲げる期間とする。ただし、会長が別に定める場合については、会長が別に定める有効期間とする。

(1) 1月1日から4月末日までの期間に認定登録を受けた場合は、認定登録を受けた日から起算して2年を経過した日の属する年の4月末日まで

(2) 5月1日から12月末日までの期間に認定登録を受けた場合は、認定登録を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の4月末日まで

2 認証機関登録事業体は、第1項の有効期間が満了する場合であつて、有効期間の延長（以下「更新」という。）を希望する場合、その有効期間が満了する日の属する年の4月15日までに、認証機関登録事業体認定登録更新申請書（第8号様式）を提出し、別表1に定める手数料に消費税率を乗じた額を加算した額を支払うものとする。

3 会長は、前項の申請が適当と認める場合は、当該事業体の認定登録を更新するものとし、その有効期間は当初の有効期間の満了の日の翌日から3年間とする。ただし、会長が別に定める場合については、会長が別に定める有効期間とする。

4 会長は、前項の規定により認定登録を更新した場合、当該認定登録事業体に対して改めて認証機関登録事業体認定登録証を交付するものとする。

5 会長は、第3項の更新を行った場合、その有効期間内に一度以上、会長が別に定める基準に基づき、当該認証機関登録事業体の現地調査を行うものとする。

6 認証機関登録事業体は、前項の規定による現地調査に要する費用として会長が別表2に基づき算出する額を支払わなければならない

7 第2項から第6項の規定は、第3項の規定による更新後の有効期間が満了する場合において準用する。

(認証機関登録事業体の業務)

第4条 認証機関登録事業体は、次の各号に掲げる認証機関登録事業体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 京都府産木材の丸太を生産する認証機関登録事業体

ア 京都府産木材の丸太を生産し、取扱事業体又は認証機関登録事業体に譲り渡す場合において、次に掲げる事項を記載した譲り渡しに係る荷渡票等に、次に掲げる書類を添付し丸太を譲り受ける者に提出すること。ただし、自らが生産した京都府産木材の丸太を加工する認証機関登録事業体が丸太以外の京都府産木材を譲り渡す場合は、第2号エの業務とする。

(ア) 荷渡票等に記載する事項

a 認証機関登録事業体認定登録番号

- b 丸太の材料となる樹木が法令に適合して伐採された旨
- (イ) 荷渡票等に添付する書類
 - a 丸太の材料となる樹木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類及び次に掲げる項目を記載した書類（以下「合法性の根拠書類」という。）
 - (a) 丸太の樹種
 - (b) 材料となっている樹木が伐採された地域
 - (c) 重量、面積、体積又は数量
 - (d) 材料となっている樹木の所有者
- イ 分別管理方針に基づき、京都府産木材とそれ以外の木材を分別管理すること
- ウ 京都府産木材の性能、生産、加工又は販売に関する情報を消費者等に積極的に提供し、京都府産木材への理解と信頼の向上に努めること
- エ 京都府産木材利用推進協議会の賛助会員となり、認証機関との緊密な連携の下、本制度を円滑に推進するとともに、京都府産木材の利用及び販売を促進すること
- オ その他本制度の適切な運営のために必要となる事務処理を行うこと
- (2) 京都府産木材認証制度実施要綱（以下「府要綱」という。）第 15 条第 1 号の業務を行う取扱事業者又は第 1 号の業務を行う認証機関登録事業者から京都府産木材の丸太を譲り受け、丸太の加工又は流通を行う認証機関登録事業者
 - ア 第 1 号イ、ウ、エ及びオの業務
 - イ 京都府産木材の丸太を譲り受ける場合において、府要綱第 15 条第 1 号の業務を行う取扱事業者又は第 1 号の業務を行う認証機関登録事業者から提出のあった荷渡票等及び合法性の根拠書類により、譲り受けた丸太の材料となる樹木が法令に適合して伐採されていることを確認（以下「合法性の確認」という。）すること
 - ウ 京都府産木材の丸太を譲り渡す場合において、丸太の譲り渡しに係る荷渡票等に次に掲げる事項を記載し、丸太を譲り受ける者に渡すこと
 - (ア) 認証機関登録事業者認定登録番号
 - (イ) 丸太が京都府内の森林から伐採された樹木を材料としている旨
 - (ウ) 丸太の合法性の確認を実施した旨及び合法性の確認の結果
 - (エ) 丸太が京都の木証明の対象になる旨
 - エ 京都府産木材であって丸太以外の木材を譲り渡す場合において、木材の譲り渡しに係る荷渡票等に次に掲げる事項を記載し、木材を譲り受ける者に渡すこと
 - (ア) 認証機関登録事業者認定登録番号
 - (イ) 木材が京都府内の森林から伐採された樹木を材料としている旨
 - (ウ) 木材の合法性の確認を実施した旨及び木材の材料となる樹木が法令に適合して伐採されている旨

(エ) 木材が京都の木証明の対象になる旨

(3) 府要綱第 15 条第 1 号の業務を行う取扱事業者若しくは第 1 号の業務を行う認証機関登録事業者から京都府産木材であって丸太以外の木材を譲り受け、又は府要綱第 15 条第 2 号の業務を行う取扱事業者若しくは第 2 号の業務を行う認証機関登録事業者から京都府産木材を譲り受け、木材の加工又は流通を行う認証機関登録事業者

ア 第 1 号イ、ウ、エ及びオの業務

イ 京都府産木材を譲り受ける場合において、府要綱第 15 条第 1 号若しくは第 2 号の業務と行う取扱事業者、又は第 1 号若しくは第 2 号の業務を行う認証機関登録事業者から提出のあった荷渡票等に第 2 号エに掲げる事項が記載されていることを確認し、木材が京都府産木材であることを確認すること

ウ 京都府産木材を譲り渡す場合は第 2 号エの業務

2 認証機関登録事業者は毎年度、当該年度の生産、加工又は流通した木材の実績について、認証機関登録事業者業務実績報告書（別記第 9 号様式）により、翌年度の 4 月 15 日までに会長に報告しなければならない。

3 認証機関登録事業者は、取り扱った京都府産木材に関連する帳票類を 5 年間管理及び保管しなければならない。ただし、第 1 項第 2 号の認証機関登録事業者にあつては、当該丸太を生産した取扱事業者又は認証機関登録事業者から提出のあった当該丸太の合法性の根拠書類、京都府産木材の丸太を生産し、自らが生産した京都府産木材の丸太を加工する認証機関登録事業者にあつては、当該丸太の合法性の根拠書類についても 5 年間管理及び保管しなければならない。

4 認証機関登録事業者は、府が必要に応じて行う調査及び認証機関が実施プログラムに基づき行う調査に協力しなければならない。

(認証機関登録事業者に係る変更等)

第 5 条 認証機関登録事業者は、認証機関登録事業者認定申請書の内容について変更が生じた場合は、認証機関登録事業者変更届（別記第 10 号様式）により当該変更に係る事項について速やかに会長に届け出なければならない。この場合において、第 1 条第 4 項の規定により交付を受けた認証機関登録事業者認定登録証の記載事項に変更を要するときは、認証機関登録事業者は、認証機関登録事業者変更届に当該認証機関登録事業者認定登録証を添えて会長に提出し、当該認証機関登録事業者認定登録証に、当該変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 認証機関登録事業者変更届において、事務所その他業務を行う場所の移転、追加又は認証機関登録事業者認定登録証に記載の業務区分に変更があるときは、会長は必要に応じて当該変更に係る事項が第 2 条第 1 項各号の基準に適合するかを確認するために必要となる調査を行うものとする。

3 認証機関登録事業者は、認証機関登録事業者に係る変更を受ける場合、あらかじめ

別表 1 に定める手数料に消費税率を乗じた額を加えた金額を支払うものとする。

- 4 認定登録内容の変更に伴い、府木連が現地調査を実施した場合は、現地調査に要する費用として会長が別表 2 に基づき算出する額を支払わなければならない。

(認証機関登録事業体の承継)

第 6 条 認証機関登録事業体について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により認証機関登録事業体の業務を承継した法人は、当該認証機関登録事業体の地位を承継する。

- 2 前項の規定により認証機関登録事業体の地位を承継した事業体は、認証機関登録事業体承継届（別記第 11 号様式）に承継の事実を証する書面及び第 1 条第 4 項の規定により従前の認証機関登録事業体に対して交付された認証機関登録事業体認定登録証を添えて速やかに会長に届け出なければならない。
- 3 会長は、第 1 項の規定により認証機関登録事業体の地位を承継した事業体に対して、改めて認証機関登録事業体認定登録証を交付するものとする。
- 4 認証機関登録事業体は、認証機関登録事業体に係る事業体の承継にあたり、あらかじめ別表 1 に定める手数料に消費税率を乗じた額を加えた金額を支払うものとする。
- 5 認証機関登録事業体の承継に伴い、府木連が現地調査を実施した場合は、現地調査に要する費用として会長が別表 2 に基づき算出する額を、支払うものとする。

(認証機関登録事業体の廃止)

第 7 条 認証機関登録事業体は、認証機関登録事業体としての業務を廃止したときは、認証機関登録事業体業務廃止届（別記第 12 号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 認証機関登録事業体は、前項の認証機関登録事業体業務廃止届を提出するときは、併せて第 1 条第 4 項の規定により交付を受けた認証機関登録事業体認定登録証を会長に返納しなければならない。

(認証機関登録事業体の認定登録の取消し)

第 8 条 会長は、認証機関登録事業体による第 4 条第 1 項各号に掲げる業務の状況が適切でないとき認めるときは、当該認証機関登録事業体に対する第 1 条第 1 項の規定による認定登録を取り消すことができる。

- 2 会長は、前項の取消しをしようとする場合は、その認証機関登録事業体に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の規定により認証機関登録事業体の認定登録を取り消したときは、その旨を当該認定の取消しを受けた事業体に対して取消しの理由を付して書面により通知するものとする。

- 4 第1項の規定による取消しを受けた事業体は、第1条第4項の規定により交付を受けた認証機関登録事業体認定登録証を速やかに会長に返納しなければならない。

別表1 手数料

内容	申請手数料 (税込み)	発行手数料 (税込み)
認証機関登録事業体の認定登録	20,240 円	1,760 円
認証機関登録事業体認定登録の更新	10,120 円	1,760 円
認定登録証等の再発行	—	1,760 円
認定登録内容の変更 (認定登録証を再発行する場合)	—	1,760 円
認証機関登録事業体の承継	—	1,760 円

別表2 現地調査に係る経費の算出

費目		単価	単位	備考
技術者給 (時間単位) (日単位)		3,200 22,400	円/時間/人 円/日/人	※7時間以上業務を行った場合には、業務を行った時間に応じた額を加算する
出張旅費	車を使用した場合	37	円/km	※距離は、府木連から調査地までの距離を基本とする ※有料道路の通行料など、別に経費が発生する場合は別途請求する
	公共交通機関を使用した場合	実費	円	
	宿泊した場合	実費	円	
その他(諸経費等)			円	直接経費の15%